

朝霞市新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

傷病手当金・傷病見舞金の対象期間を延長します

☎/保険年金課 国民健康保険 ☎463-0283 後期高齢者医療保険 ☎463-1928

傷病手当金・傷病見舞金の対象期間は、令和2年1月1日～9月30日までとお知らせしていましたが、令和2年10月1日～12月31日の期間も対象となりました。

対象

傷病手当金…朝霞市国民健康保険、後期高齢者医療保険被保険者のうち会社等に勤めている方で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いで労務に服することができなくなり、給与の全部または一部の支払いを受けることができなくなった方

傷病見舞金…朝霞市国民健康保険被保険者で自営業などの事業収入の方で、新型コロナウイルス感染症に感染し、事業活動を休業または縮小した方

申請方法等の詳細は広報6月号または市ホームページをご覧ください。



傷病手当金



傷病見舞金

持ち帰り・宅配サービス導入奨励金の対象期間が終了します

☎/産業振興課 ☎463-1903

持ち帰り・宅配サービス導入奨励金の対象期間は令和2年2月～10月までです。対象期間後にサービスを開始した場合は、申請を受け付けられませんのでご注意ください。

対象 10月までに新たに持ち帰り・宅配サービスを始めた飲食スペースのある市内飲食事業者の方

支給額 5万円

※詳しい要件や申込方法等は、市ホームページをご覧ください。



新型コロナウイルス感染症対策に関する税制上の措置

以下の措置は令和2年朝霞市議会9月定例会で審議中のため、議案が可決された場合に実施します。

イベント中止等に伴う払戻請求権を放棄した者に係る市民税の寄附金税額控除の特例

☎/課税課市民税係 ☎463-2852～3

新型コロナウイルス感染症に伴う自粛要請を受けて、開催中止等となったイベントのチケット等の払戻しを受けない場合、その金額分を寄附とみなし、寄附金控除の対象とする特例が設けられます。

対象 令和2年2月1日～令和3年1月31日の文化芸術・スポーツイベント

個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用要件の弾力化

☎/課税課市民税係 ☎463-2852～3

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、令和2年12月末までに入居できなかった場合においても、一定の要件を満たすときは、控除期間が13年間に延長された住宅ローン控除を適用できることとなります。

中小事業者等が所有する事業用家屋および償却資産に係る令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減措置

☎/課税課固定資産税係 ☎463-2875

令和3年度分の固定資産税・都市計画税の課税標準を、事業収入の減少幅に応じ、2分の1またはゼロとします。

対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小事業者等の事業用家屋および償却資産
※軽減を受けるためには、申告が必要です。

軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

☎/課税課庶務係 ☎463-2851

令和元年10月1日～令和2年9月30日に自家用の軽自動車を取得する場合、環境性能割の税率1%分を軽減することとされていましたが、この軽減期間を延長します。

期限 令和3年3月31日まで延長